

平成26年5月29日

平成26年第2回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 19 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 20 号	専決処分の承認を求めることについて	6
議案第 21 号	専決処分の承認を求めることについて	9
議案第 22 号	宮代町税条例等の一部を改正する条例について	12
議案第 23 号	宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	18
議案第 24 号	進修館条例の一部を改正する条例について	20
議案第 25 号	宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	24
議案第 26 号	町道路線の認定について	26
議案第 27 号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	27
議案第 28 号	平成26年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について	28

議案第19号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成26年5月29日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町税条例を改正する必要があることから、同日に宮代町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成26年3月31日

宮代町長 榎 本 和 男

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。
附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改

める。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後

の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第20号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成26年5月29日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町都市計画税条例を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成26年3月31日

宮代町長 榎 本 和 男

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

宮代町都市計画税条例（平成22年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第12項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮代町都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第12項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

議案第21号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成26年5月29日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町国民健康保険税条例を改正する必要があることから、同日に宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成26年3月31日

宮代町長 榎 本 和 男

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条第1項第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第22号

宮代町税条例等の一部を改正する条例について

宮代町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年5月29日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、宮代町税条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例等の一部を改正する条例
(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の13.1」を「100分の10.5」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。)	年額	3,600円
3輪のもの	年額	3,900円
4輪以上のもの		
乗用のもの		
営業用	年額	6,900円
自家用	年額	10,800円
貨物用のもの		
営業用	年額	3,800円
自家用	年額	5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの	年額	2,400円
その他のもの	年額	5,900円

第82条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

（宮代町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 宮代町税条例の一部を改正する条例（平成25年宮代町条例第20号）の

一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「附則第3条第4項の規定」を「附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分及び附則第3条第4項の規定」に改める。

附則第1条第4号中「改正規定」の次に「（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第3条第4項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改め、同条第5項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第1条中宮代町税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- （2）第1条中宮代町税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- （3）第1条中宮代町税条例第33条第5項及び附則第21条の2の改正規定 平成28年1月1日
- （4）第1条中宮代町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第4項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- （5）第1条中宮代町税条例附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- （6）第1条中宮代町税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の

町民税について適用する。

- 4 新条例第33条第5項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成27年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第34条の4の規定は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

	3,800円	3,000円	
	5,000円	4,000円	
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	宮代町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	
		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

議案第23号

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年5月29日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成26年4月の診療報酬の改定に伴い、診療報酬の算定方法の一部が改正されたことにより、宮代町国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険条例（昭和34年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示59号」に、「注7」を「注8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮代町国民健康保険条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

議案第24号

進修館条例の一部を改正する条例について

進修館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年5月29日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

指定管理者による管理運営を行うことができるよう、進修館条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

進修館条例の一部を改正する条例

進修館条例（昭和55年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

宮代町立コミュニティセンター進修館条例

第2条第1号中「大ホール、小ホール、研修室、集会室、和室、茶室、食堂、ロビー、談話室、ボランティア室」を「施設」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 市民活動及び地域コミュニティの推進に関すること。
- (3) 社会福祉の増進及び文化の向上に関すること。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3条を次のように改める。

(休館日)

第3条 進修館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、町長は、進修館の管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、町長は、進修館の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第13条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条中「減額し、又は」を削る。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、進修館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に掲げる業務
- (2) 施設等の利用の許可等に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、第3条に規定する休館日及び第4条に規定する利用時間を変更することができる。

3 指定管理者が第1項に掲げる業務を行う場合における第5条、第7条、第8条、第11条、第13条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、「町」とあるのは「町又は指定管理者」とする。

4 指定管理者が第1項に掲げる業務を行う場合における第8条、第12条から第15条及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第16条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に進修館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する利用料金のほか、指定管理者が実施する事業に係る費用について、別に徴収することができる。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

1 基本使用料

施設の名称	1時間当たりの使用料	備 考
大ホール	2,600円	
小ホール	1,500円	
研修室	300円	
集会室	300円	
和室	300円	
茶室	300円	
食堂	400円	
芝生広場	1,800円	独占して使用する場合
ロビー	1,500円	独占して使用する場合

2 附属設備等使用料

附属設備	規則で定める額
------	---------

備考

1 午後9時から午後9時30分までの使用料は、1時間当たりの使用料の半額とする。

2 営利又は宣伝を目的としない場合で入場料及びその他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収するときの使用料は、次のとおりとする。この場合において、入場料等が2種類以上定められているときは、その最高額の入場料等とする。

ア 入場料等が1人当たり1,000円以下のときは、当該基本使用料の1.2倍の額とする。

イ 入場料等が1人当たり1,001円以上3,000円以下のときは、当該基本使用料の1.5倍の額とする。

ウ 入場料等が1人当たり3,001円以上のときは、当該基本使用料の2倍の額とする。

3 営利又は宣伝を目的とする場合の使用料は、当該基本使用料の2倍の額とす

る。

4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第25号

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年5月29日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成23年宮代町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

189,000円	294,000円	409,000円	544,000円	729,000円	929,000円
179,000円	279,000円	379,000円	484,000円	659,000円	859,000円
169,000円	268,000円	363,000円	463,000円	609,000円	799,000円
164,000円	253,000円	338,000円	428,000円	574,000円	759,000円
154,000円	233,000円	308,000円	388,000円	514,000円	684,000円
144,000円	214,000円	284,000円	359,000円	469,000円	639,000円

」

を

「

239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用する。

議案第26号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第1561号線	宮代町中央一丁目131番14地先	
		宮代町中央一丁目149番1地先	
2	第1562号線	宮代町中央一丁目682番1地先	
		宮代町中央二丁目679番1地先	

平成26年5月29日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

東武動物公園駅西口土地区画整理事業地内の区画道路を供用開始するため町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第27号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 東京都新宿区北新宿3丁目32番11号
- 2 氏 名 寺 尾 裕
- 3 生年月日 昭和22年1月23日
平成26年5月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提 案 理 由

現教育委員会委員である寺尾裕氏を引き続き教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第28号

平成26年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について
平成26年度宮代町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。
平成26年5月29日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

国庫補助金を活用した道路舗装修繕の実施のほか、各種補助、助成事業の採択、実施等に伴い、平成26年度宮代町一般会計予算に8,972万3,000円を追加し、総額を91億5,212万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。